

得！知っに身近 相続相談

相続で今住んでいる家が値段に関わらず分割されちゃう…という
と驚く人が多いのでは。しかし最近とても多い相続相談の一つです。再婚で夫に前妻との子どもがいたり、**事実婚**の人は要注意です。

今住んでいる家が分割されてしまう!?

夫名義の分譲マンションで、夫と二人暮らしのAさん。夫との間に子どもはいませんが、前妻との間に子どもが2人います。2人と夫は絶縁状態。ある日突然、夫が亡くなりました。マンションのほかは特に財産がなく、財産全部をAさんに相続させるとの遺言がありました。ところがある日、絶縁状態だった前妻の子から「マンション所有権の4分の1（8分の1×2人）は自分たちのもので、買い取って

ほしい」と連絡があり「買い取らない場合は誰かに売却する」と言われました。

また、事実婚のBさんの夫は結婚歴がなく、父母とも他界。兄と妹は存命です。突然夫が亡くなり途方に暮れていると、2人から「所有権は自分たちに移った。物件を売却するので購入してほしい。購入しないなら出て行ってほしい」と言われました。

Aさんは遺留分という問題、Bさんは相続権が戸籍をもとに判断されるとい問題です。

相続の権利は戸籍上の夫婦関係・養子も含めた子・親・兄弟の順にあることを認識して、事前に準備が必要です。今回は知っておきたい準備の例を紹介しましょう。相続は繊細な問題で一人ひとり状況が異なります。専門家にお気軽にご相談ください。



【取材協力】
行政書士
MBA・FP
中館達司
三井住友信託銀行にて遺言・相続・法人コンサルティングを担当し、MBA取得後独立。現在、アーネスト法務経営事務所代表を務めている

☎048-711-3046
✉info@earnest-gl.com
📍南区南浦和3-16-18-201
🌐www.earnest-gl.com